

大阪府告示第1375号

平成11年大阪府告示第781号（地方自治法施行令に基づく工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格）の一部を次のように改正し、大阪府が発注する建設工事に係る令和8年度の調達契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係るものと除く。）及び指名競争入札から適用する。

令和7年10月31日

大阪府知事 吉村 洋文

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後			改正前					
別表1（発注工事金額による区分）								
工事種別	等級	発注工事金額						
土木一式工事	AA	15億4,000万円以上						
	A	4億円以上	15億4,000万円未満					
	B	1億円以上	4億円未満					
	C	2,300万円以上	1億円未満					
	D		2,300万円未満					
建築一式工事	AA	9億1,000万円以上						
	A	6億8,000万円以上	17億1,000万円未満					
	B	2億1,000万円以上	6億8,000万円未満					
	C	5,700万円以上	2億1,000万円未満					
	D		5,700万円未満					
電気工事及び管工事	A	2億3,000万円以上						
	B	5,700万円以上	2億3,000万円未満					
	C	2,300万円以上	5,700万円未満					
	D		2,300万円未満					
舗装工事	A	2,900万円以上						
	B	1,100万円以上	2,900万円未満					
	C		1,100万円未満					
別表1（発注工事金額による区分）								
工事種別	等級	発注工事金額						
土木一式工事	AA	13億5,000万円以上						
	A	3億5,000万円以上	13億5,000万円未満					
	B	9,000万円以上	3億5,000万円未満					
	C	2,000万円以上	9,000万円未満					
	D		2,000万円未満					
建築一式工事	AA	8億円以上						
	A	6億円以上	15億円未満					
	B	1億8,000万円以上	6億円未満					
	C	5,000万円以上	1億8,000万円未満					
	D		5,000万円未満					
電気工事及び管工事	A	2億円以上						
	B	5,000万円以上	2億円未満					
	C	2,000万円以上	5,000万円未満					
	D		2,000万円未満					
舗装工事	A	2,500万円以上						
	B	1,000万円以上	2,500万円未満					
	C		1,000万円未満					